児童発達支援 言の木　重要事項説明書

児童発達支援 言の木が提供する指定児童発達支援について、利用にあたっての重要事項をご案内します。

法人名称	合同会社 INTER REACTIVE
代表者	代表社員　逢坂重志
法人本部所在地	北海道小樽市張碓町 544 番地 14
事業所名称	児童発達支援 言の木
事業所所在地	北海道石狩市緑苑台東 2 条 1 丁目 74 番地
事業所番号	0157600560
電話番号	070-5504-2068
管理者	菊地　悠太
児童発達支援管理責任者	菊地悠太（管理者兼務）
メールアドレス	kotonoki.jd@gmail.com
指定日	2026 年 11 月 6 日

事業の目的・運営方針

【目的】児童福祉法及び関係法令に基づき、利用児童の意思及び人格を尊重し、心身の状況、発達特性及び生活環境に応じた適切な児童発達支援を提供することを目的とします。

【運営方針】利用児童の最善の利益を優先し、一人ひとりの発達段階や特性を丁寧に評価したうえで、5 領域との関連を踏まえた本人支援、家族支援、移行支援及び地域支援・地域連携を行います。

言語聴覚士等の専門職と保育士・児童指導員が連携し、生活の場につながる支援と、保護者が孤立しない支援を大切にします。

また、市町村、相談支援事業所、保育所・幼稚園、医療機関その他の関係機関と連携し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行います。

営業日・営業時間・サービス提供時間

営業日	月曜日〜金曜日（祝日を除く）
営業時間	8:45〜16:45
サービス提供時間	午前 9:30〜11:10／午後 13:30〜15:10（各 100 分）
休業日	土曜日・日曜日・国民の祝日・12 月 29 日〜1 月 3 日。お盆の特別休業なし。
利用定員	1 日 10 名（午前 5 名・午後 5 名）

従業者の職種・員数・職務

管理者　1名
事業所の管理運営及び従業者の業務管理を行います。

児童発達支援管理責任者　1名以上
アセスメント、児童発達支援計画の作成・見直し、支援内容の調整及び関係機関との連携を行います。管理者と兼務する場合があります。

児童指導員又は保育士　2名以上
児童発達支援計画に基づき、日常生活、遊び及び小集団活動等を通した支援、支援記録の作成並びに保護者対応を行います。

言語聴覚士　1名以上
ことば、コミュニケーション、発音、音韻、読み書き及び食事・摂食等について、専門的な評価及び支援を行います。

理学療法士　1名以上
姿勢、運動、身体の使い方等について、専門的な評価及び支援を行います。

従業者の員数は、指定基準を満たす範囲で変動する場合があります。詳細な勤務体制は、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表で管理します。

支援の内容

児童発達支援計画に基づき、健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性の5領域との関連を踏まえ、総合的な本人支援を行います。あわせて、保護者への相談・助言等の家族支援、就園・就学や地域生活への移行支援、関係機関との情報共有・連携等の地域支援・地域連携を行います。

言語聴覚士によることば・コミュニケーション、発音、音韻、読み書き、食事・摂食等の評価及び個別支援を中心に、理学療法士による姿勢・運動面への支援、保育士・児童指導員による遊びや小集団活動を通した支援を組み合わせます。支援内容は発達状況、本人・家族の希望及び生活場面での必要性に応じて設定します。

利用料金・その他費用

障害児通所給付費の対象となるサービスについては、原則として法令に定める利用者負担額をお支払いいただきます。月額負担上限額が設定されている場合は、その範囲内となります。
おやつは午後の利用時に提供し、費用は事業所が負担します。保護者からのおやつ代及びその他の実費の徴収はありません。
利用者負担額が発生する場合は、利用月の翌月に請求書を発行し、翌月末日までに指定口座へお振り込みください。末日が銀行休業日の場合は翌営業日を期限とします。振込手数料は保護者様負担です。

通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、石狩市及び札幌市の一部とします。送迎は事業所から車で片道おおむね15分圏内を基本とし、道路状況、送迎先及び運行体制を踏まえて個別に決定します。

送迎
送迎範囲は事業所から車で片道おおむね 15 分圏内（石狩市及び札幌市の一部）とします。自宅、保育園、幼稚園等への送迎に対応します。送迎先や道路状況等を踏まえ、具体的な可否は個別に相談のうえ決定します。園への送迎は保護者・園と引渡し方法を事前に確認します。
通常の連絡及び欠席連絡は LINE を基本とし、登録方法は契約時に案内します。緊急時は電話を使用します。欠席は当日 8:45 までに、急な体調不良等の場合は分かり次第ご連絡ください。

緊急時・事故発生時の対応
緊急時には保護者等へ連絡し、必要に応じて救急要請、医療機関への連絡等を行います。事故発生時は必要な措置を講じ、関係機関への報告、事故の記録及び再発防止に取り組みます。事業者が法律上の損害賠償責任を負う場合は、速やかに賠償を行います。
加入保険：損害保険ジャパン株式会社　事業活動総合保険。

協力医療機関
医療機関名	医療法人社団友善会　新発寒ファミリークリニック
所在地・電話	札幌市手稲区新発寒５条５丁目６番１号 電話：011-691-2100

非常災害対策
消防計画等に基づき、避難・消火等の訓練を実施し、非常災害時に必要な体制を整備します。

避難場所：緑苑台小学校◦災害種別◦市の避難情報◦避難所の開設状況及び経路の安全を確認して避難する。

虐待防止・身体拘束等の適正化
虐待防止及び身体拘束等の適正化のため、関係法令に基づき必要な体制整備、委員会、研修等を行います。

苦情相談窓口
事業所相談窓口	苦情受付担当者：由良綾香 苦情解決責任者：逢坂重志 受付：営業日の 8:45〜16:45 電話：070-5504-2068 メール：kotonoki.jd@gmail.com
指定権者等	石狩市福祉部 障がい福祉課 電話：0133-72-3194／FAX：0133-75-2270 北海道石狩振興局保健環境部 社会福祉課 電話：011-204-5861／FAX：011-232-1090
第三者機関等	北海道福祉サービス運営適正化委員会 電話：011-204-6310／FAX：011-204-6311 受付：9:00〜16:00（土曜・日曜・祝日を除く）